

名称	社会福祉法人 春光保育園
法人の所在地	小田原市鴨宮 444
主な施設・事業所名	春光保育園

監査実施年月日	令和7年8月22日
監査の種類	一般監査
文書指摘事項	<p>1 評議員に評議員会の招集通知が発出されていない事例が見受けられるので、法令に則して招集通知を発出すること。</p> <p>2 理事の評議員会への提出議案の内容・手続等に関して法令等の違反がないかについて、監事による調査が適正に行われていない事例が見受けられるので、監事は調査を適正に行いその結果を評議員会に報告すること。</p> <p>3 評議員会の議事録について、必要事項の記載に誤りがあるものが見受けられるので、法令で定めるところにより議事録を作成すること。</p> <p>4 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないものが見受けられるので、適正に理事会の決議を行うこと。</p> <p>5 職員兼務理事の職員分の給与については、利益相反取引として理事会の承認を受けた上で支払うこと。</p> <p>【利益相反取引として理事会の承認を受ける場合に係る付記】</p> <p>当該理事は、特別の利害関係を有するため、当該議案について理事会の議決に加わること及び議長になることはできません。また、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること。</p>
改善状況	<p>1 改善中</p> <p>2 改善中</p> <p>3 改善中</p> <p>4 改善済</p> <p>5 改善済</p>